

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補給金は、かつお一本釣漁業者が経営の開始、継続及び操業の効率化を図るため、かつお一本釣漁船の新船建造、中古船の取得、機関換装又は定期検査に要する資金（以下「貸付金」という。）を融通する融資機関に対し、県が予算の範囲内で利子補給を行い、当該漁業者の経営の安定に資することを目的とする。

(融資対象者)

第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者（以下「対象漁業者」という。）は、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつお一本釣漁業を開始する者又は営む者であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。
- (2) 貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。
- (3) 貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(融資機関)

第4条 この要綱により融資を行うことができる融資機関（以下「融資機関」という。）は、農林中央金庫、西日本信用漁業協同組合連合会、銀行及び信用金庫であり、県税を滞納していない者とする。

(貸付金の種類等)

第5条 貸付金の種類、利子補給対象、基準金利、利子補給率、利子補給期間及び利子補給対象限度額は、次の表に定めるとおりとする。

(1) 漁船資金

貸付金の種類	(1) 新船建造資金 (2) 中古船取得資金 (3) リース資金 (4) 機関換装資金
利子補給対象	(1) 10トン以上のかつお一本釣漁船の新船建造 (2) 10トン以上のかつお一本釣漁船の中古船取得 (3) 漁船等のリースを受ける場合で、リース料の全額一括前払いに必要な資金 (4) 機関換装
基準金利	高知県漁業近代化資金基準金利
利子補給率	高知県漁業近代化資金利子補給率

貸付利率	高知県漁業近代化資金貸付利率
利子補給期間	(1) 新船建造：20年以内（据置3年以内） (2) 中古船取得：20年以内（据置3年以内） (3) リース料：10年以内（据置2年以内） (4) 機関換装：10年以内（据置2年以内）
利子補給対象限度額	1 又は 2 のいずれか低い額 1 原則として貸付対象事業費の80パーセント以内。ただし、「広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年1月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知）」で規定する「浜の活力再生広域プラン」又は「漁船漁業構造改革広域プラン」において中核的漁業者に位置づけられた者が、「水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）」で規定する水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業における漁船の借受者として採択されなかった場合に自ら漁船を取得するときに限り、100パーセント以内とする。 2 (1) 新船建造：1隻当たり5億円 (2) 中古船取得：1隻当たり9,000万円 (3) リース料：9,000万円 (4) 機関換装：9,000万円

(2) 経営維持資金

貸付金の種類	定期検査資金
利子補給対象	20トン以上のかつお一本釣漁船が定期検査時に要する経費一式
基準金利	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第7条第3項で規定する貸付利率
利子補給率	高知県沿岸漁業等経営育成資金融資要綱第11条で規定する市町村の利子補給率
貸付利率	基準金利－利子補給率
利子補給期間	5年以内（据置1年以内）
利子補給対象限度額	5,000万円 （複船経営体は1隻当たり5,000万円、1経営体当たり1億5,000万円）

(融資機関の主導性)

第6条 融資機関は、融資の対象者の決定等この要綱の目的を達成するため、対象漁業者に対し適切な措置を講ずるものとする。

(融資手続及び利子補給承認の申請)

第7条 この要綱による貸付金の融資を受けようとする者は、融資機関に別記第1号様式による借入申込書により申し込むものとし、記載においては次の各号に定めるとおりとする。また、借入申込書には、第2条及び第3条に規定する要件を証するに足りる書類を添えなければならない。

- (1) 借入申込金額欄及び資金計画中の本件借入金欄には借入希望額を記入し、1万円未満の端数は切り捨てる。

(2) 元金を均等払で償還する場合、元金償還額欄は、借入申込金額を償還回数で除し、剰余を第1回目の金額に加算する。この場合において百円単位の端数はつけない。

また、元金を不均等払で償還する場合は、償還予定表を添付しなければならない。

2 前項の規定により借入れの申込みを受けた融資機関は、内容を十分審査の上、適当であると認めたものについて、前項の借入申込書の写しを添えて、別記第2号様式による利子補給承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 この要綱による貸付金の融資を受けようとする者の自己資金の状況等から、事業費の80パーセントを超える率による資金の貸付けが必要であって、当該融資に係る事業規模が当該漁業者の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていると知事が認めた場合に限り、これを超えて貸し付けることができる。この場合、融資機関において融資率の特例に関する承認申請書（別記第3号様式）を作成し、当該借入申込書に添付の上、知事の承認を得るものとする。

(利子補給承認の通知)

第8条 知事は、前条第2項の利子補給承認申請書の内容について審査の上、適当であると認めるものについては、別記第4号様式による利子補給承認書により当該融資機関に通知するものとする。

(貸付けの実行及び報告)

第9条 融資機関は、前条の規定による利子補給承認の通知を受けてから貸付けを実行しなければならない。

2 貸付けを実行した融資機関は、当該貸付けを実行した日から10日以内に貸付契約書の写し等を添えて、別記第5号様式による貸付実行報告書を知事に提出しなければならない。

3 融資機関は、貸付けの実行の中止又は変更が生じた場合は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

4 融資機関は、対象漁業者から当該資金の全部又は一部の繰上償還を受けた場合は、直ちに別記第6号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。

(事業完了確認)

第10条 融資機関は、対象漁業者に対し、事業完了後直ちに別記第7号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了届を提出させるとともに、完了状況を確認の上、別記第8号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了確認報告書に前記事業完了届の写しを添え、知事に提出しなければならない。

(利子補給)

第11条 知事は、融資機関に対し、この要綱の定めるところにより適当であると認めた場合は、予算の範囲内で利子補給金を交付する。

(利子補給契約)

第 12 条 前条の利子補給については、知事が当該融資機関との間で締結する利子補給契約により行うものとし、利子補給契約書は、知事が別に定めるものとする。

(利子補給金の請求及び交付)

第 13 条 利子補給を受けようとする融資機関は、別記第 9 号様式による利子補給金請求書に別記第 10 号様式による利子補給金計算書を添えて、次に掲げる期日までに知事に提出しなければならない。

区 分	利子補給期間	請求期日
上期分	1 月 1 日から 6 月 30 日まで	左欄の期間と同年内の 7 月末日
下期分	7 月 1 日から 12 月 31 日まで	左欄の期間と同年度内の 1 月末日

2 県が交付する利子補給金の額は、1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

3 知事は、融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当であると認めたときは、当該請求を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(利子補給の打ち切り等)

第 14 条 知事は、対象漁業者が、貸付金をその目的以外に使用したとき、虚偽の申請により借り入れたとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関の責任により、融資機関がこの要綱又はこの要綱に基づく契約条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(延滞金)

第 15 条 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の金額を計算する場合における年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(関係書類の保管)

第 16 条 融資機関は、この要綱による資金の貸付け及び利子補給に係る関係書類を他と区分して利子補給終了後 5 年間保管しなければならない。

(書類の検査及び報告)

第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、対象漁業者及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、対象漁業者及び融資機関は、これに協力しなければならない。

(情報の開示)

第 18 条 この要綱に基づく融資事業又は融資機関に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和 4 年 12 月 20 日から施行し、同年 11 月 1 日から適用する。

別表（第 13 条、第 14 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。